



こばたけ 小畠 崇弘  
たかひろ  
誠友会  
(50分)



野良猫対策は

問

地域猫活動の支援状況と成果は。

答

2014年度から支援制度をスタートし、不妊・去勢手術の実施や、餌やりの一定のルールを定めるなど、地域主体での適切な飼養を支援している。本年7月末までに自治会単位で計24の支援地域を指定し1223匹の不妊・去勢手術を実施することで、繁殖の減少、鳴き声などの被害の軽減、地域の環境改善につながっている。



ごみ削減への取り組みは

問

ペットボトルなどのワンウェイプラスチックの削減は。

答

プラスチック製スプーン・フォークの受け取りの辞退や、マイボトル、マイバッグの持参等を企業や市民に周知していく。公共施設などへの給水機の設定等は、他都市での利用状況や効果などを研究していく。



やすぎ 八杉 光乗  
みつのり  
新政クラブ  
(90分)



危険区域に立地している学校施設の現状と安全対策は

問

①浸水想定区域や土砂災害警戒区域、より危険とされる土砂災害特別警戒区域に立地している公立小中学校の数は。  
②防災対策の現状は。

答

①浸水想定区域には62校、土砂災害警戒区域には42校、そのうち17校が土砂災害特別警戒区域に立地している。

②水害、土砂災害へのソフト面の対策として、作成義務のある学校では避難確保計画を作成し、その計画に基づく避難訓練を実施している。また、各学校では、児童生徒が自然災害の現状や原因を理解し、災害時に的確な判断と適切な避難行動ができるよう、防災教育に取り組んでいる。ハード面の対策は、浸水深より高い場所への受変電設備の移設、敷地内の土砂災害警戒区域外への校舎の移転など、緊急避難場所としての機能も果たせるよう施設整備に努めている。



にしもと 西本 章  
あきつ  
市民連合  
(65分)



子どものいる家庭への離婚前後の支援は

問

①相談窓口は。また、どのような相談が寄せられているか。  
②面会交流の現状と市としての関わりは。

答

①離婚相談の窓口は男女共同参画センターである。離婚に係る手続きや、親権、養育費、離婚後の生活に関する経済的不安など全般的な相談を受けている。

②県と連携して「離婚前後親支援講座」を開催し、離婚を考える父母に対して面会交流や養育費の取り決めの重要性とその手続き、離婚が子どもに与える影響など、離婚後の生活について考える機会を設けている。また、ひとり親家庭を対象とした「弁護士巡回相談会」も実施し、面会交流の相談も受けている。

引き続き、法テラス、こども家庭センター、NPO法人などと連携し、離婚後も子どもが健やかに成長できるよう支援していく。



法務省作成のパンフレット